

堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について
(中間報告)

目次

ごみ処理の将来像.....	1
1 基本理念と基本方針.....	1
(1) 基本理念.....	1
(2) 基本方針.....	1
2 計画目標と参考指標.....	2
(1) 計画目標.....	2
(2) 参考指標.....	2
3 実現に向けて.....	3
(1) 施策体系.....	3
(2) 各主体の役割分担.....	5
(3) 各基本方針に基づく施策.....	6
基本方針① 4R の更なる推進.....	6
基本方針② ごみに関わる多様な主体の連携・協働.....	13
基本方針③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築.....	15
4 計画の進行管理.....	21

ごみ処理の将来像

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

ともにつくる環境負荷の少ない「循環型都市・堺」 ～ウェルビーイングの実現をめざして～

市民・事業者・行政が連携・協働し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会様式から持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用することで「循環型都市・堺」の形成をめざします。

また、ごみ処理の適切かつ安定的な継続及びごみの減量化・リサイクルを通して環境衛生の向上に努め、環境保全や社会的なつながりに貢献する取組の推進により、「ウェルビーイング」の実現を図ります。

(2) 基本方針

① 4Rの更なる推進

発生源でごみを断つこと（Refuse：リフューズ）、ごみとなるものを減量すること（Reduce：リデュース）、繰り返し使うこと（Reuse：リユース）、再資源化すること（Recycle：リサイクル）によるごみの更なる減量化・リサイクルを推進します。4Rの優先順位（リフューズ・リデュースの優先）を守りながら、本市で取組余地の大きいリユース・リサイクルに集中的に取り組めます。

② ごみに関わる多様な主体の連携・協働

ごみの減量化・リサイクルの実践者である市民（市民活動団体）や事業者、ものを生産・販売する事業者、ごみ処理やリサイクルを行う事業者、ごみ処理事業を運営する行政等ごみに関わる多様な主体による連携・協働を進めます。

③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

ごみ処理は市民生活に深く関わりを持つ環境衛生上欠くことのできない事業であり、発生したごみは市民の安全・安心を確保した上で環境に配慮し、安定的に収集・処理を行う必要があります。このため、ごみ処理について統括的な責任を有する行政として、平常時における法令等に基づいた適正な処理体制の確保はもとより、大規模災害時におけるがれき等災害廃棄物の迅速かつ適正な処理も見据えた処理体制の構築を図ります。

2 計画目標と参考指標

(1) 計画目標

2024（令和6）年度のごみの排出実績を基準とし、2030（令和12）年度を中間目標、2035（令和17）年度を最終目標とする計画目標を定めます。目標値については2030（令和12）年度（中間目標年度）に必要な応じて見直しを行います。

ごみの排出に関する目標として「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」と「1日あたり事業系ごみ排出量」を、中間処理に関する目標として「清掃工場搬入量」を、最終処分に関する目標として「最終処分量」を設定します。

表1 計画目標※

目標項目	2024（令和6）年度 （基準）	2030（令和12）年度 （中間目標）	2035（令和17）年度 （最終目標）
清掃工場搬入量	21.0万トン	18.9万トン (2.1万トン減)	17.7万トン (3.3万トン減)
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	560グラム	511グラム (49グラム減)	490グラム (70グラム減)
1日あたり 事業系ごみ排出量	183トン	171トン (12トン減)	162トン (21トン減)
最終処分量	1.8万トン	1.5万トン (0.3万トン減)	1.4万トン (0.4万トン減)

※2024（令和6）年度実績が未確定のため、推計に基づく暫定値を記載しており、変更となる可能性がある。

(2) 参考指標

分別・リサイクルに関する下記指標について、継続的にモニタリングを行い課題の把握や施策の検討に活用します。

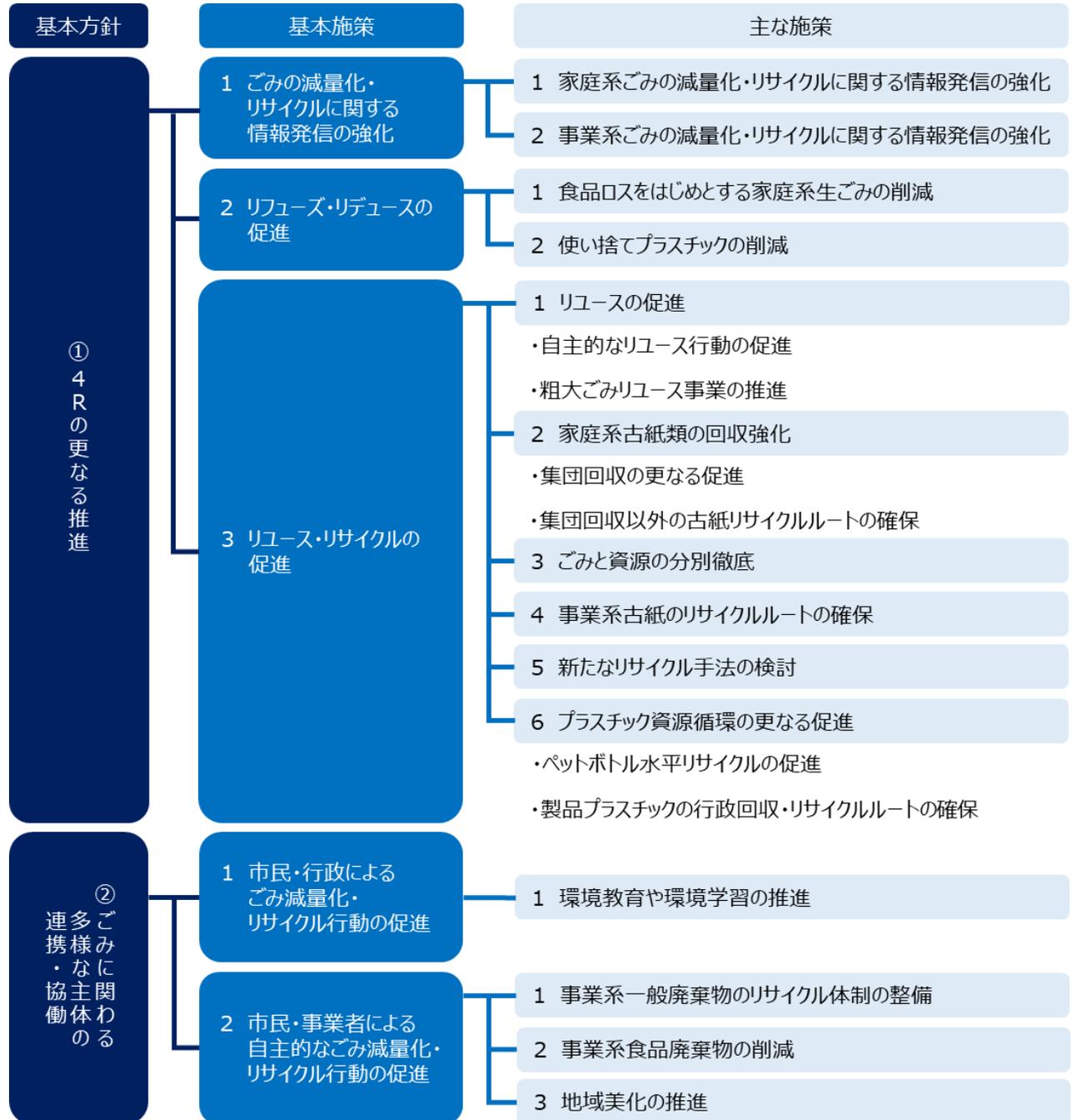
表2 参考指標

指標	現状値（年度）
生活ごみに占めるリサイクル可能なものの割合	28.9%（2023（令和5））
生活ごみに占めるリサイクル可能な「その他の古紙（雑がみ）」の割合	11.3%（2023（令和5））
生ごみに占める「手付かず食品」の割合	20.7%（2023（令和5））
家庭系リサイクル率	14.7%（2023（令和5））※
リサイクル率【事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含む】	16.2%（2023（令和5））※
リサイクル率【事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含まない】	16.7%（2023（令和5））※
事業系一般廃棄物減量等計画書のごみ排出量に占める再資源化量の割合	57.6%（2023（令和5））

※2024（令和6）年度実績が未確定のため、直近の実績を記載しており、変更となる可能性がある。

3 実現に向けて

(1) 施策体系





(2) 各主体の役割分担

計画目標の達成に向けて本計画を推進するためには、ごみを排出する主体であり減量化・リサイクルの実践者である市民（市民活動団体）や事業者、ものを生産・販売する事業者、ごみ処理やリサイクルを行う事業者、ごみ処理事業を運営する行政等ごみに関わる多様な主体がそれぞれの立場に応じた適正な役割分担のもと自主的に連携・協働することが必要です。

各主体の役割や行動例は下記のとおりです。また、「(3) 各基本方針に基づく施策」において、各施策に関わりが強く本市とともに取組を進めていただく主体をアイコン（ **市民** **事業者** ）で表しています。

市民の役割

市民はごみの排出者であり、ごみの減量化・リサイクルに積極的に関心を持ち、「ごみの排出を抑制」し「資源やごみは正しく分別・排出」することが必要です。

- 「使い捨てる」ライフスタイルから、できるだけごみを出さないライフスタイル（「使いきる」「使い回す」「使い継ぐ」等）へ見直す。
- 「ごみの4R運動」を基本にリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルに努め、ごみの発生排出抑制につながるリフューズ・リデュースに優先的に取り組む。
 - ・ リフューズ：再利用可能なバッグやボトルを持ち歩き、レジ袋や使い捨てのカップを断る。
 - ・ リデュース：使い捨て製品の使用を控え、詰め替え商品を利用する。
 - ・ リユース：不用品をフリーマーケットやリサイクルショップで売る。必要とする人に譲る。
 - ・ リサイクル：ごみと資源の分別徹底に取り組み、分別収集・拠点回収によるリサイクルに積極的に協力する。
- 地域の集団回収や民間事業者のリサイクル活動に参加・協力する。

事業者の役割

事業者は事業活動の中で排出者責任及び拡大生産者責任に基づきごみの発生・排出抑制、再利用、リサイクルや適正処理に主体的に取り組むことが必要です。

- 長く使用できる、環境に配慮した製品・サービスを開発する。
- 製造段階において再生材を利用する。
- 販売段階において使い捨てプラスチックや食品ロス等の削減に努めリデュースに積極的に取り組む。
- リサイクル可能な資源や産業廃棄物の分別徹底等、適正排出を推進する。
- 環境マネジメントシステムを活用し事業所内に資源分別スペースを設ける等従業員の意識向上を図る。

行政の役割

行政は各主体と連携・協働し、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理のための施策を検討・推進します。

- 市民・事業者等の幅広い主体と連携・協働して本計画を推進し、ウェルビーイングにつながるライフスタイルへの変革を促進する。
- ごみの分別及び排出方法の周知徹底に努める。
- ごみの適正排出や減量意識向上に向け、ごみ排出状況や方向性等について情報発信を強化する。
- 国・府や庁内関係部局と連携し各主体の自主的な活動を支援する。
- リサイクル施設や回収拠点等、市民や事業者がごみ減量に取り組みやすい環境を提供する。
- 大規模災害発生時や感染症蔓延時等においても安定的な収集・処理体制を維持し、ごみ処理の継続を図る。

(3) 各基本方針に基づく施策

基本方針① 4Rの更なる推進

基本施策 1

ごみの減量化・リサイクルに関する 情報発信の強化

ごみの減量化・リサイクルの促進のため、本市が行う施策や分別・排出方法等の情報及びリサイクルの実態等について正しい理解を促す情報を発信し、行動変容につなげます。また、ICTの更なる活用により対象に応じた新たな情報発信手法を検討します。

主な施策 1

家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する 情報発信の強化

市民

対象者の属性に合わせたわかりやすい情報発信により、ごみの減量化・リサイクルに関する市民意識を向上させ、行動変容を促進します。

また、情報発信の重要なツールであるごみの排出方法に関するパンフレット（現：資源とごみの分別大辞典）はよりわかりやすい表現となるように適宜見直します。なお、情報発信の際には広報さかいやパンフレット等、従来の紙媒体だけでなくSNSやごみ分別アプリ、デジタルサイネージ等、電子媒体を積極的に活用します。

主な施策 2

事業系ごみの減量化・リサイクルに関する 情報発信の強化

事業者

ICTを活用し、ごみの適正処理を含めた情報発信を行います。ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む事業所には先進的な取組事例等を情報提供します。

基本施策
2

リフューズ・リデュースの促進

循環型社会の構築に向けごみの発生・排出を抑制するリフューズ・リデュースに取り組み、ごみ組成や排出状況等の基礎調査により本市のごみ処理における減量化の余地を把握し、対象を絞った施策を集中的に実施します。

主な施策
1

食品ロスをはじめとする
家庭系生ごみの削減

市民

国の動向や2019（令和元）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」を踏まえ、市民・事業者と協働して食品ロスの削減に向けた取組を重点的に進めます。

また、生活ごみの約33%を占める厨芥類（生ごみ）の削減に向けた取組を検討・実施します。

主な施策
2

使い捨てプラスチックの削減

市民

事業者

近年社会問題になっているプラスチック問題の解決に向けた対策として、国は2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、使い捨てプラスチックの使用削減等の目標を掲げています。

また、2022（令和4）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では使い捨てプラスチックの一部を「特定プラスチック使用製品」として指定し、消費者に必要な場合は提供を辞退すること、繰り返し使用できる製品を活用すること等を求めライフスタイルの変革を推進しています。

必要のないプラスチックをできるだけ使用しないプラスチックフリーなライフスタイルへの転換を促すため、様々な媒体を通して情報発信を行うことにより市民の行動変容を図り、事業者及び市民活動団体と連携・協働してレジ袋を含む使い捨てプラスチックの削減を推進します。

基本施策
3

リユース・リサイクルの促進

本市のごみ処理状況におけるリユース・リサイクル可能な対象を絞り込み、集中的な施策を実施します。
また、資源有効利用促進法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等各種リサイクル法に基づき排出・リサイクルルートが構築されているパソコンや特定家庭用機器（家電4品目：エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、廃棄物処理法によらず各種リサイクル法に基づく処理を推進します。

主な施策
1

リユースの促進

市民

事業者

国の動向や市民のリユースに関する取組状況、民間事業者の取組等の現状を把握します。民間事業者と連携し市民へフリーマーケットやリユースアプリに関する情報発信を行い、利用しやすいリユース環境の整備を進めます。

また、衣類・雑貨、家具・家電、清掃工場搬入物等について、民間事業者との連携等によりファッションロスの削減やリユースを促進します。

個別
施策

自主的なリユース行動の促進

市民

事業者

民間事業者と連携しながら情報発信を行い、リユース品の回収やイベントの実施等により市民の自主的なリユース行動を促進します。

基本方針① 4Rの更なる推進

基本施策 3

リユース・リサイクルの促進

主な施策 1

リユースの促進

個別
施策

粗大ごみリユース事業の推進

市民

事業者

粗大ごみとして清掃工場に搬入された使用可能な家具等を民間事業者への売払いやイベントを活用してリユースする事業に取り組みます。

基本方針① 4Rの更なる推進

基本施策 3

リユース・リサイクルの促進

主な施策
2

家庭系古紙類の回収強化

市民

事業者

生活ごみの約17%を占めるリサイクル可能な古紙類（古布類を含む）の回収強化は、リサイクルの促進における重要な施策であり、現在の集団回収報償金制度の継続に加えて民間事業者と連携した拠点回収等を検討します。

個別
施策

集団回収の更なる促進

市民

電子申請システム等を活用し、実施団体が集団回収を開始・継続しやすい仕組みを整えます。また、生活ごみへの混入が多い「その他の古紙」の更なる回収を促進します。

個別
施策

集団回収以外の
古紙リサイクルルートの確保

事業者

民間事業者と連携し回収拠点の増設を進め、新たなリサイクルルートの確保に努めます。

古紙類の回収については、市場等の社会経済情勢を注視し、新たな古紙回収体制の構築を図ります。

基本方針① 4Rの更なる推進

基本施策 3

リユース・リサイクルの促進

主な施策 3

ごみと資源の分別徹底

市民

事業者

生活ごみの約29%を占めるリサイクル可能な資源（古紙類、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属等）の適正排出について周知徹底します。広報さかいやSNSを含む電子媒体等複数の手法を用いて本市のリサイクル状況や排出方法についての情報発信を強化し、集団回収・拠点回収（古紙類、小型家電等）の利用を積極的に促すことにより更なる適正排出及びリサイクルを促進します。

また、リサイクル可能な資源が混入している場合や正しく排出されていない場合は、啓発シール貼付によりごみを残置する等の指導を行います。

主な施策 4

事業系古紙のリサイクルルートの確保

事業者

事業系一般廃棄物の約16%を占める資源化可能な紙類のリサイクル促進のため、民間再資源化事業者のリサイクルルートを拡充し、古紙排出事業者を誘導します。

主な施策 5

新たなリサイクル手法の検討

事業者

紙おむつ、廃食用油等、国や府の計画等で提示された品目を優先的に新たなリサイクル対象について調査・検討し、民間事業者によるリサイクルルートへの誘導やリサイクル体制の構築を図ります。

基本方針① 4Rの更なる推進

基本施策 3

リユース・リサイクルの促進

主な施策
6

プラスチック資源循環の更なる促進

市民

事業者

プラスチック資源循環促進法が施行され、国においては製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わる全ての主体におけるプラスチック資源循環等の取組を推進し資源循環体制の強化を図っています。本市においても様々な物品に使用されるプラスチックに関し新たなリサイクル手法を調査・検討し、更なるリサイクルの促進に努めます。

個別
施策

ペットボトル水平リサイクルの促進

市民

事業者

民間事業者と連携し、資源の長期循環が可能なペットボトルの水平リサイクルを行います。また、キャップとラベルを外した適正排出の更なる促進を図り、ペットボトルの資源循環の効率性を最大限に高めます。

個別
施策

製品プラスチックの
行政回収・リサイクルルートの確保

事業者

分別収集及び再商品化を実施します。容器包装プラスチックとの一括回収・再商品化等を含む様々な手法を検討し、効率的なリサイクルルートを確認します。

基本方針② ごみに関わる多様な主体の連携・協働

基本施策 1

市民・行政による ごみ減量化・リサイクル行動の促進

自治会・ごみ減量化推進員、各種教育機関、関連部局等、市民と行政が連携し、ごみへの関心が低い層等に向けた啓発や情報発信等を行います。

主な施策 1

環境教育や環境学習の推進

市民

ごみに対する関心や意識向上を図るには特に若年層への働きかけが重要であるため、幼少期からの環境教育を強化します。さらに、全ての世代を対象として環境学習等の啓発に取り組みます。

また、「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき環境学習設備を整備します。

基本施策
2

市民・事業者による
自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進

ごみに関わる市民（市民活動団体）や事業者による自主的・主体的な取組に必要な体制の整備及び情報共有、ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信を行います。

主な施策
1

事業系一般廃棄物の
リサイクル体制の整備

事業者

更なるリサイクルの推進に向け、本市にあるサーキュラーフィールドOSAKA（食品廃棄物や木質廃棄物等を取り扱う民間再資源化事業者が集約しているエリア）をはじめとした民間事業者との連携によるリサイクル体制を整備し、事業者の自主的なリサイクルを促進します。

主な施策
2

事業系食品廃棄物の削減

事業者

「食べきり協力店制度」や「フードシェアリング」等、事業者及び関連部局と連携し事業系食品廃棄物の削減を推進します。また、これらの制度を通じて消費者に情報発信を行うことにより、「食べきり」や「手前どり」等の行動変容を促します。

主な施策
3

地域美化の推進

市民

事業者

市民・事業者・行政の協働による地域美化活動の推進や家庭ごみ等の不法投棄の未然防止に努めます。また、インバウンドの増加に伴うポイ捨て等の防止策として多言語での各種情報発信や啓発を行います。

基本方針③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

基本施策 1

効率的かつ適切な収集運搬体制の構築

家庭系ごみについては本市のごみ処理体制に適した分別区分や収集回数・形態等を適切に設定し、地域性や人口分布を踏まえた適切かつ効率的な収集運搬体制を構築します。

事業系ごみについては事業系一般廃棄物収集運搬許可制度及び継続ごみ制度による収集を基本とした適切な収集運搬体制を確保します。

また、資源の持ち去り防止に努め、各種リサイクル法の対象品目については法に基づく処理を推進します。

主な施策 1

ごみ分別収集運搬体制の見直し

分別区分・回数、収集・排出方法、条例・規則、清掃工場直接搬入制度等収集運搬体制がより適切なものとなるよう随時見直します。見直しの際には分別収集品目の排出量や収集運搬経費、市民・事業者ニーズ等を踏まえ、収集運搬体制の効率化に向けICTの活用も併せて検討します。

基本施策 2

ごみの適正排出の推進

ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を進めるためには、定められた品目・方法・場所・日時を遵守する適正分別・適正排出が重要であるため、家庭系及び事業系ごみ双方において推進します。

主な施策 1

ごみの排出方法の周知や指導の徹底

市民

事業者

家庭系及び事業系ごみの排出方法について排出者又は排出事業者に合わせて情報発信を行い、不適正排出に対し指導を徹底します。

個別 施策

家庭系ごみ排出方法の 周知徹底

市民

家庭系ごみ排出方法について詳細を記載したパンフレット（現：資源とごみの分別大辞典）の見直し（外国語、点字を含む）や広報さかい、分別アプリ、SNS 等、様々な媒体を通して周知徹底を図ります。また、清掃工場搬入禁止物については適切な処理方法の情報発信を行います。

個別 施策

事業系ごみ排出方法の 周知徹底

事業者

事業系ごみ排出方法について様々な機会を通して情報発信を行います。清掃工場における搬入物検査を通して排出方法を周知徹底し、搬入禁止物等に対する指導を継続実施します。また、インバウンドが増加することによって増えるごみについても適正処理を周知徹底します。

基本方針③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

基本施策 2

ごみの適正排出の推進

主な施策 1

ごみの排出方法の周知や指導の徹底

個別
施策

事業用大規模建築物所有者に対する
適正排出指導

事業者

事業系ごみの適正排出や減量化・リサイクルに向け事業用大規模建築物所有者を含む廃棄物管理責任者に対する啓発や指導を継続します。

また、事業用大規模建築物所有者から提出された「事業系一般廃棄物減量等計画書」を基に実態を把握し、発生抑制及びリサイクルルートへの誘導等の効果的な指導を行います。

基本方針③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

基本施策 2

ごみの適正排出の推進

主な施策 2

高齢者や外国人住民等への対応

本市の高齢化は進んでおり外国人人口は増加傾向にあります。高齢者等へのごみ出し支援を継続し、関連部局との連携のもと高齢者や外国人住民等にも分別しやすい排出方法の検討やわかりやすい情報発信を行います。

主な施策 3

家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみ有料化は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を目的とするものです。他市事例等の調査を進め、社会経済情勢や市民意識、本市のごみ処理状況等を注視し検討します。

主な施策 4

ごみ処理手数料の改定の検討

適正排出及び民間事業者による自主的な減量化・リサイクルへの誘導に向けた取組として、ごみ処理手数料の見直しを検討します。

基本施策 3

安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築

ごみ処理においては、市民の安全・安心を確保し環境負荷の低減に配慮した上で長期的に安定した一般廃棄物処理施設の運営に努めます。また、将来にわたり安定した処理体制（施設配置等）を構築し、施設の老朽化状況を踏まえごみの減量化・リサイクルの進捗状況を見据えた基幹的改良工事・整備工事を行います。

なお、ごみ焼却施設の整備にあたっては災害時における処理能力の確保や南大阪地域の中核的役割を担うべき本市として、ごみ処理体制の広域化も視野に入れて安全・安心で安定的な処理体制の構築を図ります。

主な施策 1

中間処理施設整備の推進

一般廃棄物処理施設は、市民生活の環境衛生の維持・向上に必要不可欠な施設です。将来にわたり安定した処理体制の確保と大規模災害時に備えた施設の分散配置等の視点を含めた「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、ごみ処理施設や資源化施設の整備・更新を進めます。また、今後整備が必要となる施設の最適な処理体制を検討します。

主な施策 2

廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用

クリーンセンター東工場第二工場における高効率廃棄物発電や蒸気の外部供給、クリーンセンター臨海工場における高効率廃棄物発電等、熱エネルギーの有効利用を継続することで、ゼロカーボンシティの実現に貢献し本市の歳入確保に努めます。

また、東工場第二工場においては、自己託送制度を活用して廃棄物発電の余剰電力を三宝水再生センター及び泉北水再生センターで使用することによりエネルギーの地産地消を図ります。

基本施策 3

環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

主な施策
3

焼却施設等の適正な維持管理

焼却（溶融）施設において破碎・排水・排ガス処理設備等も含め定期点検整備等の適正な維持管理を実施し、一般廃棄物の安定した処理及び環境負荷の低減に万全を期します。

また、資源化施設においても適正な定期点検整備等の維持管理を実施し、安定した施設運営に努めます。

南部処理場の浸出水処理施設の老朽化が進んでいることから必要に応じて改修を行う等、引き続き安全かつ安定的に維持管理を行うことにより生活環境の保全を図ります。

主な施策
4

災害に備えた処理体制の構築

大規模災害発生時に備え広域圏における本市の役割について検討します。

「堺市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に進めるため、より詳細に具体化したマニュアルについて随時知見を反映し、災害時の収集・処理体制の構築に努めます。

また、関連部局と連携し、平時からマニュアルの内容理解に努め災害時を想定した研修を実施する等、関係職員の対応能力の向上を図ります。

主な施策
5

最終処分場の確保

市域内に新たな最終処分場を整備することは困難な状況であり、大阪湾フェニックス計画により最終処分場を確保しています。クリーンセンター臨海工場における溶融処理、クリーンセンター東工場破碎施設における資源の回収等、処理段階でのごみの減量化・リサイクル施策の実施により最終処分量を可能な限り削減することでフェニックス最終処分場の延命化に寄与する等、最終処分場の確保に努めます。

4 計画の進行管理

本計画に基づく施策・事業を効率的・効果的に推進するため、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）からなるPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

プランの策定 (Plan)

- ごみの減量化・リサイクル等の目標を達成するために本計画に基づく具体的取組のうち主なものについて「（仮称）ごみ減量プラン」を作成します。
- 「（仮称）ごみ減量プラン」では各個別施策について個々の取組実績を把握する指標と取組による効果を把握する指標を設定します。

施策の実行 (Do)

- 「（仮称）ごみ減量プラン」に定める取組内容により、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を推進します。各取組は、ごみに関係する多様な主体が連携・協働して行います。

進行管理・ 評価・公表 (Check)

- 本計画の進行にあたっては「（仮称）ごみ減量プラン」に基づき進捗状況を把握し、達成状況の評価・検証を行います。
- 進捗状況を検証するため、ごみ組成や排出状況等の基礎調査を実施します。
- 進捗状況については堺市廃棄物減量等推進審議会に毎年報告し、事業実施手法等について助言を受けます。また、ホームページ等の情報媒体を活用し、広く周知します。

改善 (Action)

- 「（仮称）ごみ減量プラン」について取組の効果が見られない場合や状況の変化によって設定した指標が実態に合わなくなった等の場合は、適宜取組内容や指標の見直しを行います。
- 中間目標年度の前年度である2029（令和11）年度に施策の実績や効果を総合的に整理し、堺市廃棄物減量等推進審議会において評価・点検し、施策・事業や達成目標の見直し等を含めた改定を行います。

